

## 会議録

名称	令和3年度第5回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和3年12月13日（月）午後2時から午後5時まで
会場	目黒区総合庁舎本館6階教育委員会室
出席者	<p>（委員） 浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、関、金井、斉藤、かいでん、伊藤、中村、平谷、塩月、青木、飯塚、五来、永積、藤吉</p> <p>（区側） 情報政策推進部長、行政情報マネジメント課長、情報政策課長、DX戦略課長、環境保全課長、臨時給付金課長、新型コロナ予防接種課長</p>
傍聴者	なし
配付資料	<p>&lt;事前配付資料&gt; 諮問事項の資料          前回答申文          諮問文          審議会委員名簿</p>
会議次第	<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 諮問事項</p> <p>（1）外部機関との個人情報を含むデータの送受信の方法について</p> <p>（2）石綿事前調査結果報告システムの利用に伴う電子計算組織の外部結合について</p> <p>（3）国の行政機関、地方公共団体及びこれらの機関等の法令に基づく事務を行う公的団体が管理運用する情報処理システムを目黒区が利用する場合におけるオンライン結合について</p> <p>（4）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る事務の外部委託及びオンライン結合について</p> <p>（5）新型コロナウイルスワクチン接種証明書のデジタル化に係る事務の外部委託及びオンライン結合について</p> <p>3 報告事項</p> <p>（1）令和3年改正個人情報保護法に係るガイドライン等について</p>

	(2) 健康づくり健診結果通知の誤送付について 4 その他
発言の記録	別紙のとおり

<令和3年度第5回審議会発言記録>

1 会長あいさつ

会長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより、令和3年度第5回目黒区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>庁舎での審議会にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用をお願いいたします。また、説明者は入れ替え制といたします。</p> <p>また、会議の時間は、案件が多いこともありまして前回同様に午後5時までとなっております。新型コロナウイルス感染症対策で、使用できる会議室も限られておりますので、会議の進行にご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。</p> <p>なお、傍聴についてですが、傍聴人はいないということでございます。</p> <p>それでは、まず開催に先立ちまして、今年度後半になりまして、大分、感染症の新規陽性者等の数が落ち着いてまいりましたので、久しぶりの対面となっておりますが、新たな変異株の問題等がある予断を許さないところでありますので、オンライン会議をするか否かのルールに関しては皆さんにお諮りをして決めたとところだったんですが、オンライン会議の場合でもなかなか出席が難しい場合の対応をどうするか、対面ではやるけれども、事情によってオンラインを希望したいという場合をどうするかというのを事務局や副会長のほうに諮りまして、このような形はどうかということで、ちょっとご提案をさせていただきたいと思っております。</p> <p>事務局のほうからご説明をお願いします。</p>
区側	<p>本日、席上に、目黒区情報公開・個人情報保護審議会におけるオンライン会議の開催ルールについて（案）ということで、1枚お示しをさせていただいたところでございます。今、会長からもお話いただきました、①番、②番、③番につきましては、従前、オンライン会議にするのか、対面とするのかというところの基準をお示しさせていただいていたところでございますが、今回、米印の一番下でございます、オンライン会議の参加を希望する場合の取扱いについて例示をさせていただいたところでございます。</p> <p>この運用に当たりましては、原則として1週間前までに事務局にお申出いただくことをお願いしたいというところで、どういった場合にオンライン会議での参加をというところにつきましては、丸ポチ1つ目、委員自身が基礎疾患を有していること。丸ポチ2つ目ですが、介護、看護とかご家族の状況でご家族が基礎疾患を有していること。また、職業上、罹患リスクが極めて高いというような場合、あるいは丸ポチ4つ目、ワクチン2回接種がまだ終わっていない方、丸ポチ5つ目でワクチンの接種が終わっても2週間以上経過していない方、最後、その他、特段の事情によりハイブリッド参加を希望する場合ということで、事務局にご相談いただきまして、オンライン会議での参加ということを調整させていただければということのご提案でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。このようなご提案につきまして、皆様、いかがでしょうか。ご承認いただけるようでしたら、これで今後……。</p>
委員	<p>ちょっと質問よろしいですか。</p>
会長	<p>委員どうぞ。</p>

委員	この会議を対面にしなければいけない理由というのは何でしょうか。
区側	<p>基本的に、従前から対面会議をさせていただいていたところではあるんですけども、意思疎通を適切に行うということと、事務局の説明もしっかり対面でやらせていただくというところやっていたところでございます。</p> <p>基本的には、審議会につきましては、対面をお願いしたいというのが事務局としての考え方ですけども、そうはいつでも、コロナの状況を踏まえて、どうしてもオンライン会議でやらなければいけないという場合について、例外的な取扱いということで、従前に示させていただいたということでございます。</p>
会長	従前、対面でやってきたというだけではなくて、基本的に行政の政策決定に関わる部分の情報を取り扱うということで、非常に機微な情報を扱うということから、本来はオンライン会議になじまない性質のものなんです。が、新型コロナウイルス対策ということで、人流抑制ですとか3密を避けるということから、さらに言うと、区役所側の物的設備が今まで整わなかったという状況などもありまして、なかなかオンライン会議ができなかったところなんです。が、物的設備ができたことから、政府や東京都の要請に従って、オンライン会議をやらざるを得ないときはそうするけれども、そうでないときは対面にしたいということでございます。
委員	<p>1つだけ質問、よろしいですか。</p> <p>その他、特段の事情によりハイブリッドという、最後のところがあるんですが、法律的な観点から申し訳ないけれども、特段の事情の例みたいなものをちょっと挙げていただけたらというふうに思いました。申し訳ない。</p>
区側	特段の事情というところがございますけれども、例えば、各委員におかれまして、突然発熱をされたですとか、そういった致し方ない状況ということを想定しているところがございます。
委員	ありがとうございます。
委員	1ついいですか。
会長	どうぞ。
委員	丸の下2つ、3つのところで、ワクチン2回接種のため、今3回目話題になってきているんですけども、これはもう今決めてしまったほうがいいのか、それとも3回目が浸透し出したらまた見直すのか、そこの考えのところがいかがでしょうか。
区側	<p>今、医療従事者に対して3回目が始まってきたところがございますけれども、現在のところ、多くの方が2回目というところがございます。現状、この2回というところをお示しさせていただいたところです。</p> <p>これは今後、恒常的に2回ということではなくて、それは社会の状況を踏まえて3回にし</p>

たほうが良いということであれば場合によっては書き換えると、改正するというところも考えているところでございます。

会長 次の委員どうぞ。

委員 書面自体はオンライン会議の開催ルールということなんですけれども、今日ちょっとこの会場を見てみますと、非常に隣が密になっていまして、最近のことを考えますと、長時間にわたっているというようなことを踏まえまして、このオンライン会議でなくて、こういう場でも、例えば、1時間に1回換気をするだとか、ちょっと今日換気が開けていけばいいんですが閉めてしまうという感じではないので、そういったルールも決めていただくといいかなと思います。

会長 なかなか庁舎の中で会議室を取るのも大変だということで、これだけの人数を集められる会議室は役所の中にあまりないということですので、今日、皆様がお集まりいただくまでは、ずっと窓を開けて換気をしておりました。従来、30分とか1時間に1回くらいは換気をせよということが言われておりますが、ただ、会議室が使える時間の中で休憩を取ってとってしまうと、なかなか難しいので、適宜、窓を開けていただいて換気実施、今回に関しては、1時間に1回くらいのタイミングで窓をちょっと開けて換気をしていただくということでしょうか。

それでは、開催ルールにつきましては、いかがでしょうか。ご承認いただければ、これで運用してまいりたいと思います。また、時勢の変化によって変更すべき事項ができましたらまたご相談させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、議事の進行に当たりまして、一言お願い申し上げます。限られた時間の中で、なるべく多くのご意見をいただきたいと思っておりますので、各委員の発言は、個人情報の保護に関するご質問を明瞭かつ簡潔にお願いできればと思います。当然のことですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に、現在、パソコンを開いている方々に一言お願いを申し上げます。録画、録音はなさないようにしていただきたいということと、情報漏えいを避けるという観点から、Wi-Fi等の通信機能をオフにいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、委員の出席状況について事務局からご報告をお願いいたします。

区側 それでは、事務局からご報告いたします。

本日、1名の委員から欠席のご連絡をいただいております。

当審議会の委員は21名で構成されておまして、定足数は過半数の11名となります。本日の出席委員は20名でございますので、定足数の11名を満たしております。

会長 それでは、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

区側 (事務局から配布資料及び機器の説明)

会長 それでは、次第に沿って、議事を進めてまいります。限られた時間の中で、なるべく多くのご意見をいただきたいと思っておりますので、各委員の発言は審議事項について明瞭かつ簡潔に

お願いいたします。このことは区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしく  
お願いいたします。

## 2 諮問事項

### (1) 外部機関との個人情報を含むデータの送受信の方法について

会長	それでは、次第1、諮問事項1、外部機関との個人情報を含むデータの送受信の方法について、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約8分)
会長	ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく お願いいたします。 委員どうぞ。
委員	確認なんですけれども、書面開催の際に行っていたファイル交換サービスと同じサービスを使うかどうかという確認と、あと資料1-2の(3)の力に書かれています、誤送信の取消し等のリカバリ機能があることというのは、具体的にどういったシステムなのかどうか。例えば、送信済みのところで、例えば、パスワードの部分も一緒に送ってしまって、開封した後でも取消しができるかどうか、確認させてください。
区側	初めに、利用するサービスでございますけれども、書面開催でも使っていたものと同じものを使うというところでございます。 次に、誤送信の防止なんですけれども、基本的には、先方が開く前ということを想定しておりまして、メールを送ってしまったけれどもまだ向こうも開いていないやというところでは取消しができるということでございますから、一旦開かれてしまいますと、それはもう相手方にデータが移ってしまいますので、正直なところ、取消す意味がないということになってしまいますので、基本的には、送ってしまったけれども、まだ相手方が開いていない状態のものを取り消せるというものでございます。
会長	よろしいでしょうか。
委員	はい。
会長	先に、委員どうぞ。
委員	1番で、4つのデータの授受ということがあるというふうに理解したんですけれども、今回のこのファイル交換サービスが一番安全であるということで、では、この4つの方法の中で情報セキュリティという面で行くとどういう順番で安全なのかということと、それぞれ今のぐらいの割合なのかということと、このファイル交換システムによる授受をどういうスケジュールで進めていくのか、この辺をちょっと伺わせていただけないでしょうか。

区側	<p>初めに、情報セキュリティの強度でございますけれども、一番強度が高いのがファイル交換サービスであるというふうに考えておりました、状況によって様々変わってはいきますけれども、次にセキュリティの強化が高いとすると、手交ですね、手渡しの方法。それから郵送の方法がございまして、ファクシミリは一般的にはセキュリティの強度としては低いかなというふうに考えてございます。</p> <p>次に、割合でございますけれども、大変申し訳ございません。その数字というのは、今、手元には持ち合わせておりません。</p> <p>次に、スケジュールでございますけれども、もともと庁内でも利用しているサービスではございますので、ご承認いただけましたら、順次、切り替えていくということを想定しておりますけれども、特に、今年度、私どもでは内部情報システムの更改を行いまして、データの持ち方とかファイルサーバの持ち方とかも新しいものに更新してまいります。その中で、各所管課にもうこれからファイル交換サービスを使ってくださいというご案内を改めてしてまいりますので、基本的には年度内というふうに考えております。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>よろしいですか。確認で申し訳ないんですけれども、本件の諮問の趣旨は、今もう委託契約をしているものについて、データの授受について、新しくファイル交換サービスを使う場合は、包括的に今回決めたいよということだと思ったんですけれども、ということで、資料1-1の下の方の3で書いてあるサービスの要件で、標準特記仕様書というふうに書いてあるんですけれども、もう既に契約している中で標準特記仕様書を使用してしまっているような契約はあるのかなのか、ちょっとそこが分からなかったの教えていただければと思ったんですが、いかがですか。</p>
区側	<p>既に契約している内容につきましては、標準特記仕様書は順次更新しておりますので、現状でもその標準特記仕様書に従って契約したものもあるというふうに考えております。</p> <p>また、やっぱり役所の契約ですので、年1回更新することになりますので、年度が替わりましたら最新の標準特記仕様書を適用したもので契約更新を取り直していただくということの段取りになります。</p>
委員	<p>質問の趣旨はここのところに書いてある標準特記仕様書記載の認証等、等が内容を指すのかよく分からないんですけれども、と書いてあったものですから、それぞれの契約で標準特記仕様書を変更されていたと思ったので、その変更に基づいたレベルでのセキュリティをかけられたほうがいいのかとそう思ったものですから、単純に標準特記仕様書ではなくて、もう既に契約している契約のレベルのセキュリティですね、この変更した特記仕様書を判断基準にしたらいいのではないかと、そこが一つの確認事項です。よろしく願いできればと思います。</p>
区側	<p>扱う情報の内容や契約の案件の性質は様々でございますけれども、それに応じた適切なセキュリティ水準を維持してまいりたいと考えています。</p>
委員	<p>あともう1点よろしいですか。</p>

資料1-2のほうでイメージ図があるんですけども、これはイメージ図ですからちょっと確認で申し訳ないんですが、LGWAN又はインターネットを使うという形になっていますけれども、このインターネットのセキュリティ要件はちょっと先走って申し訳ないんですが、今日の3件目の資料3-2の上のほう、(3)のイのところ、インターネット(VPN又は端末認証、IP制限、多段階認証若しくは多要素認証を行うものに限る)という形で、インターネットでセキュリティ要件を設けているんですけども、これはイメージ図ですからこう書いてあるんだと思いますが、当然このインターネットはそれだけのセキュリティはしっかりとされているという理解でよろしいでしょうか。

区側 もととの委託契約を想定しておりますので、私どもとしても十分なセキュリティ水準のある事業者等に限って委託することを想定しておりますので、こういったものにも対応できるかなというふうに考えております。

委員 ありがとうございます。

会長 次に委員、お願いします。

委員 趣旨の確認をさせていただきたいんですけども、本件は郵送なりファクスなりのやり方もファイル交換サービスに変えるということだと思うので、そもそも多分そういう手段を使うことに対して審議会の承認をわざわざ得なければいけない、例えば、この業務でファクスで送っていいですかというのを審議会に諮っているようなものだと思うので、そうではなくても、そういう手段については包括的に認めることとしては、どうかということをお諮りされているということでしょうか。

区側 おっしゃるとおりでございます。

委員 そこはもう全くもって賛成というか、そこで縛られるというのはナンセンスかなと個人的には思っているんですけども、立てつけ的に聞きしたいなと思ったのが、目黒区個人情報保護条例の解釈運用というものの17条のところにオンライン結合の記載があるんですが、この解釈のところに結合の目的、相手方、その内容等々、その他というのを見るようにということで審議会のほうでそういう観点で見らなうと理解をしているんですが、今のお話だと目的と相手方についてはこの外部委託のお話しした内容で、その方法についてここで包括的にという位置づけだということで、そういう意味でここに書かれている内容は満たされるでしょうということで、お諮りになられているという、そういうことでしょうか。

区側 おっしゃるとおりでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 それでは、皆様よろしいでしょうか。  
それでは、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。



	<p>反対の方は挙手をお願いいたします。 (反対者挙手)</p> <p>採決状況をお知らせください。</p>
区側	<p>本日、会長以外、全員が手を挙げていただいていますので、19人が賛成、反対がゼロでございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、本件諮問については、是とさせていただきますことにさせていただきます。ありがとうございました。</p>

(2) 石綿事前調査結果報告システムの利用に伴う電子計算組織の外部結合について

会長	<p>続きまして、諮問事項(2)石綿事前調査結果報告システムの利用に伴う電子計算組織の外部結合について、区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約11分)</p>
会長	<p>ありがとうございました。 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。 委員どうぞ。</p>
委員	<p>こういうことは、ちょっと私、法律自体を確認してこなかったのが非常に申し訳ないんですけども、確認したいんですが、こうしたような元請業者というのは、倒産だとか、会社名が変わるだとか、そういうようなことが長い間にはあるかというふうに思うんですけども、そういうことに対してどのようなフォローをするというふうに考えているのか、その辺りをお聞かせいただければと思います。</p>
区側	<p>こちらは解体工事毎に、そのときの入力情報はどうだったかという確認ですので、その届出を出したときの会社が倒産したからどうだということではなくて、そのときに届出された情報はどうだったかということでその後の流れにつながっていくので、その何て言いますか、倒産したから追えないということではなくて、そのときに記録されている情報に基づいて、その後の対応はできるというふうに考えております。</p>
委員	<p>本来であれば、倒産したとか、会社名が変わったとか、そういうようなことがあったら、やはり届出をさせるような形ではないのでしょうか。</p>
区側	<p>すいません。説明が不足でございました。 当然、IDを割り振ってやっていくということもありますし、当然、その解体事業者が事業を辞める場合ですとか、あるいは会社名を変える場合というのは届出を出すことになっていますので、区の方でそこは管理していますので、そこはご心配の必要はないかと思います。</p>

委員	分かりました。
会長	次の委員どうぞ。
委員	<p>すいません。資料2-2の4の(3)でお聞きしたい点ともう1点ありまして、まず1点目は、イのところのデータの取扱いについて、基本は閲覧なんですけれども、必要な場合は紙媒体で保管すると。紙媒体で保管するには個人情報が入る予定があるのかどうか、そこはいかがでしょうか。</p>
区側	すいません。もう一度お願いします。
委員	<p>資料2-2の4の(3)のイですね、データ・帳票管理で、データの取扱いは閲覧を基本とするけれども、必要な情報は抽出して紙媒体で保管すると。そうすると、その紙媒体にした中に個人情報が入る可能性があるのかということなんですけれども。</p>
区側	<p>結局、これからこの制度が始まっていくときに、当然、指導に行く場合に、紙として持ち帰って、施工業者のところに行って状況を確認するというような、こういうような行為が発生をいたします。</p> <p>ただし、その行為が終了しましたら、直ちにそこはシュレッダーをして、それをずっと取っておくということがないようには配慮いたします。</p>
委員	紙媒体で保管すると書いてあったんですけれども、終わったらすぐシュレッダーにかけてしまうということですか。
区側	<p>工事自体が終わるまでは保管するんですけれども、工事が終わって、完結した場合にはシュレッダーをするという意味でございます。ちょっと記載に不備がありまして、申し訳ありません。</p>
委員	<p>分かりました。</p> <p>確認したかったのは、紙媒体で保管とした場合に、その保管の仕方が、その下のウでは、施錠可能な保管庫で管理すると書いてあるので、同じ保管の仕方をするのかどうかというのを知りたかったのが1つと、もう一つは、紙媒体で保管する場合の保存年限がですね、先ほどあった長期間保存するのかなと思ったんですけれども、今のご説明によれば、保存年限は工事が終わったら廃棄してしまうという特別な取扱いをするという保存年限ですね。</p> <p>その紙媒体を保存するのはちゃんとした施錠管理するところにするのか、それとも、きちんとしたセキュリティを考えながら、施錠管理まではしないということなのか、そこはどうなんでしょうか。</p>
区側	<p>キャビネットロッカーになりますので、毎日、施錠管理して、職員がいない間は開けられないようにというのは配慮いたします。</p>
委員	<p>では、ウと同じような取扱いをされるということですね。分かりました。</p> <p>もう1点です。先ほどの別紙3のところのシステム概要で教えていただきたいんですけれども、さっきの説明で、労基署についてはまた別の扱いになりますということだったんです</p>

が、この概要から見ると、労基署は、要は国がつくるこの報告システムですね、これから何ら情報を取得しないような、データを取得しないような流れになっているんですけども、やはり労基署は労基署で特別に何らかの別の使い方をするというふうに理解しておけばいいんでしょうか。

区側 絵に分かりにくさがあったかもしれないですが、労基署は労基署で上に矢印がついていまして、この電子の流れには載っていくということで、労基署も同じように統一した情報は得ることはできるんですけども、この絵が分かりにくかったのかなと。

委員 目黒区の場合は、データ取得というのをちゃんと下のほうに書いてあるんですけども、この図では、労基署はシステムからデータを取得することが入っていないんですね。だから、ちょっと変なシステム利用だなと頂いたときに思っていたんですが、先ほどのご説明だと労基署ではまたここには書いていないけれども、別の扱いをするよということだったので、ここには書いてないけれども、労基署は別の方法でデータ取得はするよというのを、そこをちょっと確認したかったというそれだけなんですけれども。

区側 絵の書き方が不備だったんですけども、申し訳なかったんですが、労基署は労基署で別途また国とつながっていく、今回は目黒区のバージョンということで、同じように矢印を書いてしまうとそれが全部共有化されてしまうような、そういうイメージもあるのかなと思っただんですが、ちょっと分かりにくかったので申し訳ありませんでした。

委員 分かりました。結構です。ありがとうございます。

会長 次の委員をお願いします。

委員 資料2-6の概要の図なんですけれども、ちょっと確認させていただきたいんですが、目黒区のこの枠の中に、紙媒体で原本保管とありますが、ここで原本の紙では発生はしないんですよね。どうしてここで紙が発生するんですか。

申請者が電子コンピューターまではできなくて紙で提出するということは分かるんですけども、その後はもう紙媒体から電子申請のためにレクチャーを行って、モバイルでもう情報を全部入力するわけですよね。それから、目黒区内の担当者がなぜ紙媒体のものを出すのでしょうか。

区側 今のお話は、この資料3の報告システムの概要のところ、先ほどの解体事業者が紙でしか申請できないというところで、それを目黒区が請けて代行でその紙の情報に基づいてコンピューターに入力していくというお話で、一応この請けた紙媒体に関しては、これは一定期間保管しないと実際に入力したものが、万が一、区の職員の誤操作で違う情報が入ってしまったということもあるので、これは一定期間、保管せざるを得ないのかなというふうに考えております。

委員 それは労働基準監督署というところが紙媒体で原本を保管するだけですよね。目黒区でも保管するわけですか。

区側 労働基準監督署のものと、それから環境保全課のもの、労働基準監督署のほうは厚生労働

省、目黒区のほうは環境省ということで、それぞれ所管が違う省庁が管理するという事なので、別々の報告書になるというところなので、紙媒体も別々になっているということでございます。

委員 絵を見ていて分かりにくかったので、その紙媒体のほうは、申請者のほうから右のほうに労働基準監督署のほうにだけにしか行ってなくて、その後、目黒区には行っていませんよね。ここに紙が残るということですよ。2か所に原本が発生するという事ですよ。

区側 補足させていただきます。

本件の紙媒体、2番と書かれた吹き出しががございます。そこでまず労働基準監督署に項目チェックを受けまして、申請書が2つある状態で項目チェックを受けて、片方が労働基準監督署に置かれる、もう片方が控えとして申請者のほうに戻りまして、そこから初めて区のほうにもう一枚行くというような流れで、項目チェックの下に矢印が引かれておりますよね、そこはそういった趣旨でございます。

委員 そういうことなんですね。だから、原本が2つ、だから、目黒区にあるのはコピーですよ。原本ではないですよ。

区側 申請書は複写式になってございまして、それでどちらも原本という取扱いになるというものでございます。ちょっと前提条件が書いていなかったというところでは、委員ご指摘のとおり、不明瞭ということで大変申し訳ございませんでした。

会長 よろしいですか。  
では次の委員どうぞ。

委員 まず資料2-2の上から(6)のAの部分ですけれども、先ほどは原本は一定期間保存するという事ですが、このシステムの運用期間中は保存とありますけれどもどのぐらいの期間を想定しているのか、健康被害が発見されてからは、解決されるまではかなり長期間になると思うんですが、そのことが解決されたら削除されるのか、そのまま保存されるのか、ちょっと詳細を教えてください。

あと、(7)のバックアップなんですけれども、その都度バックアップが行われるということですが、これは国がつくったシステムのほうにバックアップされるのか、区の側ではなくて国の側ですか。その部分について教えてください。

あと、例えば、国から何らかの理由でこのアスベストシステムを利用することになった場合にですね、目黒区の個人情報保護条例に基づきまして、利用されたことにつきまして、個人に何か通知が行くようになっているかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

区側 まず運用期間の想定でございますけれども、先ほども申し上げたようにアスベストに関しては非常に潜伏期間が長くて15年から40年と言われております。そうした中で、何年たったから廃棄するということがちょっと今の時点で想定が難しい状況でございまして、こちら辺については、今後、運用の中で一定整理、国の見解等もお示されるのかなというふうに考えております。

それから、バックアップされるのは国のシステムでございまして、国のシステムの中でバックアップをされていくということになります。

それから、個人情報とマイナンバーの関係なんですか。ご質問の意図としては、このシステムを使ったときに、この個人情報を使ったということをその個人に対して通知が行くかということですか。

委員 やはり何らかの登録された情報が国によって利用される場合、自分の情報が使われたかどうかということについて、個人に対して通知が行くのかどうかということです。

区側 国が使うことはないといいますか、今回に関しては、国がこのシステムを使っていいですよと言ってその中で使うものであって、要するに、そのためにID、パスワードを付与して、使わせる人を限定しているということもあります。

この解体工事の情報について必要なものだけが見られるような、そういう仕組みでございますので、これを何か国のほうで恣意的に見て、何かに利用するということはできない、そういう仕組みになっております。

委員 そうしますと、では、区が利用する場合は、ここで使いましたというようなことは、個人にも通知がいくのかどうかということです。

区側 必要があって届出を出して区で管理していますので、使いましたという情報をその方にお送りするということはしないということです。

委員 はい。

会長 ほかの方はいかがでしょうか。  
委員どうぞ。

委員 今の質問を聞いていて分からなくなったんですが、ここで報告されるそのデータというのは、国か目黒区あるいは東京都、どちらが管理主体なのかということが分からなくなったのでそこをお聞きしたいのと、アスベストの問題ってすごく重要で、去年たしか民法が改正になった一つの判例がこのアスベストでかなり積み重なったというふうに聞いているんですけども、そういう意味で運用期間ってすごく大事なもので、どちらがそれを、あるいは国と区、ダブルで保管するということになったのか、その辺を教えてください。

区側 (システムの) 管理主体はあくまで国、環境省と厚生労働省でございます。事業者情報を参照できる年数はもう今のところ永年といいますか、いつまでこう結局区切られるというものではないと。サーバ内のデータは、このシステムを搭載する限りは保存される仕組みとなっている状況です。

先ほど申し上げたように、国がこのシステムとして作るんだけど、必要な方から情報をいただいて、必要な方が確認できるような仕組みであるということなので、管理者、大きく管理する意味では国なんですけれども、実際に使いこなすのが自治体という、そういうイメージかと考えております。

委員 そのために国と区でダブルでこの保管をするという、データを保管するということになったということですか。

区側	データ上の保管自体は国のシステムなので国のシステムの中だけで保管されるというものです。
委員	ということは、このシステムの運用期間を過ぎたらもうあとは国が主体になってこのデータを管理するということでしょうか。
区側	データの管理は国のサーバ内だけで行われる、データという点では、必要なサーバ内だけで行われるということなので、国が管理するというものです。 それを自治体なり事業者がその情報を必要最小限で得ることができる、そういう仕組みということです。
委員	では、ここで言っている6番のデータ管理というのは、国に報告するまでの管理ですというふうに理解してよろしいですか。
区側	データ管理というのはやはり国で管理している状況です。
委員	ここ自体が全部国がということですね。分かりました。
会長	それでは、よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。 賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手) 反対の方、挙手をお願いいたします。 (反対者挙手) 事務局のほうで採決の状況をお伝えください。
区側	賛成が19、反対がゼロでございます。
会長	ありがとうございます。賛成19名でございますので、本件諮問については承認といたします。ありがとうございました。

(3) 国の行政機関、地方公共団体及びこれらの機関等の法令に基づく事務を行う公的団体が管理運用する情報処理システムを目黒区が利用する場合におけるオンライン結合について

会長	続きまして、1時間経過しましたので適宜窓を開けて換気をしていただければと思います。窓側の方、ちょっと寒いかもしれませんがご了承ください。 次に、諮問事項(3)国の行政機関、地方公共団体及びこれらの機関等の法令に基づく事務を行う公的団体が管理運用する情報処理システムを目黒区が利用する場合におけるオンライン結合について、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約11分)
会長	ありがとうございました。

それでは、皆様のほうからご意見、ご質問等あればお願いいたします。  
どうぞ。では、まず委員のほうから。

委員

これは目黒区に限らず、ほかの自治体も同じように包括承認しているということ  
でよろしいのですか。

2つ目の質問は、もし国が外部業者、例えば民間に委託した場合も、この包括承認  
の中に含まれていると言ってしまうということではよろしいのですか。

区側

1点目の、他の自治体の動きはどうかというところでございますが、他の自治体の  
状況は正直分からないところでございます。本件については、目黒区の取扱いとして  
こういうふうにさせていただきたいということで、今回お諮りをさせていただいたと  
ころでございます。

2点目、国の外部委託事業者が入っている場合についてもオンライン結合するの  
かというところでございます。この点につきましては、一定のセキュリティを担保して  
国が委託事業者と契約をして、その事業を実施するというようなものでございませ  
ぬので、当然区が求めているセキュリティは担保されたものでやっていくということに  
なりますので、国の委託業者が入った場合についてもセキュリティを担保した上で結  
合を行っていくということを考えているところでございます。

会長

それでは、次の委員どうぞ。

委員

資料3-1の2の包括承認の対象とするオンライン結合の要件ということで、資料  
3の2ページ目の裏のエのところに、独立行政法人、特別法人、特別民間法人等の公  
的法人とありますけれども、例えば日本年金機構に関してなんかですと、皆さんご記  
憶にあるとおり、2015年6月にはマルウェアに感染して125万件の個人情報  
を漏えいさせたということとか、2017年6月には職員による加入者情報の持ち出し  
事件、2018年3月にはデータ入力を中国の企業へ再委託をしたことが問題にな  
ったりだとか、どんなに区が高いセキュリティを担保したとしてもですね、こういった、  
非常に安全よりも効率を重視するような、今後どうなっていくかは分かりませ  
んけれども、独立行政法人だけとは限りませんが、そういったことをきちんと個別と  
して精査した上で、結合するかどうかということに関してはちゃんとご判断いただ  
けるかどうかというのを確認させてください。

区側

年金機構の個人情報漏えいとかの事例のお話もありましたけれども、当然区民の方  
の個人情報の取扱いをするというところは、我々、区としての責任というところがご  
ざいますので、相手の実施機関がしっかりセキュリティを担保しているのかどうか、  
これは一件一件情報政策課ですとか行政情報マネジメント課、あと、所管とが話し  
合いをしながら、状況を確認して適正な運用を図っていきたいと考えているところ  
でございます。

委員

ありがとうございます。私がもう一つ確認したかったことは、例えばどんなにセ  
キュリティのシステムとか条件があったとしても、やはり企業体質といいますか、法  
人体質がそれに見合う内容になっていない、法人の姿勢がなっていない場合という  
のも当然情報漏えいの可能性というのは出てくると思うんですけども、そういったとこ

るまで確認していただけるのかどうか、お願いできますか。

区側

法人の企業体質というところですが、それを評価するのはなかなか難しいところが実際問題あるとは思いますが、ただ、過去のセキュリティの管理状況については区としても当然把握できる場所かと思っておりますので、そういったところを基準にしながら、今回、具体的な事例においてオンライン結合するのが妥当か否かというところは判断していきたいと考えています。

会長

それでは、次の委員どうぞ。

委員

1つだけ教えてください。資料3-3の上から8行目、4 内部での確認というところなんです、これは包括承認したとしても内部できちんと確認しているから大丈夫だよと、こういうことですね。その中で、担当の当該の課長さんは情報政策推進部長の許可を得ると。さらにそこから3行下に許可の手続きにおいては、個人情報保護制度及び全庁的な情報セキュリティ対策の運営所管へ協議のうえ確認を得ることなんです、これはどのような形で得るのか。電話一本で済む話なのでしょうか。それとも何か記録に残るのでしょうか。どのような形を想定していらっしゃるのでしょうか。

区側

こちらはこういった業務で行うのか、こういった目的で行うのか、こういった個人情報を取り扱うのかというようなことを中心に申請を出していただくことを想定しています。申請の中身を受けまして、システムの結合が妥当かどうかといったところを評価して、最後に結合していいですよという決定を出すということで、委員ご心配の記録が残るかというところについては、区としてもしっかり記録が残るというような体制を考えているところでございます。

委員

安心しました。ありがとうございました。

会長

次の委員どうぞ。

委員

質問1点なんですけれども、この経緯のところに書かれているように、今の技術状況からして包括的に承認を得ることというのは全くそのとおりで思えるんですけれども、だとすると、本来は条例のオンライン結合のところをなくすとか見直すべきじゃないのかなと思ひまして、それを今、1つ目の案件もそうなんですけれども、包括でということにしたときに、別に問題ないんですけどつけという立てつけがちょっと心配になった次第です。条例で定められているけれども、この審議会として包括でオーケーですよと言えば例外的に取り扱っていいのかというところは大丈夫なのでしょうか。

区側

ご質問いただいたの条例との兼ね合いです。確かに条例改正をすればいいじゃないかというところがまず1点お話がありましたけれども、そちらの方につきましては、今ちょうど個人情報保護法改正の部分の話もあつたりする中で、今すぐに単独でその部分を規定改定するのが妥当かどうかというところがあるという状況でありますので、そちらはまた別途議論をしていく必要があるかなということは考えているところでございます。



もう一点、条例との立てつけの関係でございます。こちらにつきましては、審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要と認める場合にはというところが規定でございます。どういった結合方法にするのかということをお諮りしてご了承いただければ、条例の規定としては何ら問題ないと考えているところでございます。

会長

次の委員どうぞ。

委員

何点か。まず1点目は、法令に基づく事務というふうになっております。この法令の範囲なんですけれども、あくまでも法律と法令だけなのか、東京都と目黒区の関係だと条例で終わってしまう可能性があるんじゃないかと。そうすると、法令というのはあくまでも法律、政令ということで、国の制度に基づく条文だけを今回は対象にしているのかを確認したいので、1点目はそこを教えてください。

区側

東京都との結合ということも想定をされまして、東京都の事務に、都条例ですとか、そういったところを根拠にして結合するということも想定しているところでございましたので、条例を含むと考えています。

委員

では、この政令には条例が含まれると。

区側

はい。

委員

条例が含まれるのですから、規則も含まれるということになっているんですね。分かりました。1点目はそこです。

2点目は、ちょっと細かくて申し訳ないんですけれども、資料3-2、下のほうの3の区側のセキュリティの(1)イのユーザー管理で、ユーザー特定・ログが管理できるイントラシステムからの利用を原則とするということで、例外が分からないんですけれども、下に書いてあるものが例外なんでしょうか、それともほかにも例外があるんでしょうか。

区側

例外は、下の段に書いてある「別途専用端末を整備する場合は」というのが例外ということです。言葉が足りず申し訳ありません。

委員

いえいえ、ちょっと読み方の確認で、分かりました。下が例外ということですね。

区側

はい。

委員

最後のところはですね、先ほどもちょっと質問があったんですが、資料3-3の4と5の内部での確認、それから、審議会への報告のところなんですけど、先ほどご説明いただいて、ここに書かれている課長さんが組織的なチェックをされるということなんですけど、たしか部長さんがトップになられている、区のいろいろと情報公開も含めた組織が何かあったようなご説明を受けていたような気がするんですけれども、その組織が本件に該当する結合について関与されて、目黒区のさらにきちんとした組織がチェックをするとか、そういう仕組みは考えていらっしゃるんですか。

区側

ご質疑のところですが、情報政策推進部といたしましては、個人情報の管理、あるいは情報システムの結合といった専門的な知識を有しながら業務に当たっているところがございますので、そういった専門的な知見からその結合が妥当か否かということ判断するということで、実務的にこういったご提案をさせていただいているところがございます。ですので、やはり安全対策が適切に行われているかということにつきましては、そういった専門的なところから見たほうがよりいいのかなということを考えていますので、この案でいかせていただければということです。

委員

従来からのご説明ですと、当然のことながら所管課が専門的な観点からチェックするのは当たり前で、それを報告を受けて、部長さんがトップとなるその組織がきちっと、区のより重要な位置を占める組織がきちんと判断をするという流れが、今までの諮問案件はそのパターンだったんじゃないかという気がするんです。ましてや先ほどもご心配があった包括的な取扱いを決めますので、課長さんたちがやるのはしっかりされると思うんですけども、課長さんたちの判断がきちんとしていますよというのを、さらに部長さんをトップとする組織の方でしっかりとチェックされるほうが、やはり包括的な業務の取扱いという面ではいいんじゃないかという思いが、従来もそういう形での業務の取扱いをご説明いただいていたような記憶があるものですから、ちょっと今回はそれが抜けていたもので、どうなのでしょう。ご検討いただく余地があるのかどうか、そこはいかがでしょうか。

区側

情報化推進委員会のことを委員は指していただいているのかと思います。審議会に限るものにつきましては、基本的に情報化推進委員会を通して、事前に区のほうでチェックをしまして行ってございます。国などのオンライン結合をする場合についても特に必要な場合において、情報化推進委員会とも連携を図りながら検討していくという前提で考えていますので、ご指摘のところは対応できると考えているものです。

委員

すいません、組織名が分からなくて。推進委員会さんが関与してしっかりと、申し訳ないんですけども、所管の課長さんだけの判断ではなくて、状況により推進委員会という形でチェックはするよというふうに理解してよろしいですね。

区側

はい。委員おっしゃるとおりです。

委員

分かりました。それであれば少し安心しました。

もう一点なんですけれども、このところで、要は結合時に初めの段階でいろいろとそうやってチェックをされるということなんです、審議会の報告ということで定期的に報告いただけると。そうすると定点チェックみたいな形で、審議会に報告する前の段階で、毎年運用状況について所管課なり推進委員会さんなりがチェックをされるという仕組みになっているのでしょうか。

区側

そうですね。これまで結合するたびに情報化推進委員会のほうでお諮りして結合していくという流れがございまして、また、運用状況については定点で確認をしているところです。定点で見ているという状況は今までも変わらないというところがございます。

委員	審議会への報告をいただく前の段階で、毎回各課、また推進委員会さんがチェックをして、その結果を報告いただくという流れでいいということですね。
区側	運用状況の確認については、はい。委員おっしゃるとおりです。
委員	分かりました。結構です。
会長	<p>それでは、皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p> <p>反対の方、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(反対者挙手)</p> <p>採決の状況をお願いいたします。</p>
区側	賛成が18、反対が1でございます。
会長	ありがとうございます。それでは、18名の賛成を得られましたので、本件諮問については承認いたします。ありがとうございました。

(4) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る事務の外部委託及びオンライン結合について

会長	次に、諮問事項(4)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る事務の外部委託及びオンライン結合について、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明)(約11分)
会長	<p>ありがとうございました。それでは、本件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくをお願いいたします。</p> <p>まず委員のほうから。</p>
委員	外部委託する内容は、この資料4-2の3の(1)の内容だと思うんですけども、これはオンラインフォームを、この外部委託事業者が使うんですか。
区側	<p>よろしいですか。イメージといたしまして、プッシュ型でまずは通知をお送りするんですが、そこに今考えているのが、そこにQRコードをつけまして、そこからアクセスをそれぞれの方にさせていただきます。そうするとオンラインフォームにつながりまして、今、国が示しておりますのは、通知をして日にちがたったら振り込んでいいということではなくて、一回通知をしたら、受け取る意思があるかどうかということであるとか、口座番号がこれで合っているかどうかとか、幾つか確認事項があるんです。それを確認した上で振り込みなさいというつくりが仮に示されているので、1回はやり取りをしなくてはいけないという前提になってございます。そこを紙でやるのではなくてオンラインフォームでやっていただければ迅速な振込につながるかなということで、今回オンラインフォームを利用いたします。</p>

委員	外部委託事業者がオンラインフォームにアクセスというのではなくて、通知して、住民がオンラインフォームを使いますという関係ということですか。
区側	はい。それでオンラインフォームで回答いただきまして、その後何か処理する可能性がある内容が出てきた場合には、その情報を業者が見ることはありますけれども、まずは区に対して返していただくということになります。
委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	それでは、次の委員どうぞ。
委員	前回、たしか昨年ですか、2020年に10万円給付というのがあったと思うんですけども、そのときは、私の理解では外部委託はしていなかったということですよ。外部委託せずに区内で全部処理したということじゃないでしょうか。
区側	すみません。前回の給付のときのお話でしょうか。
委員	はい。
区側	前回も外部委託はしておりまして、お一人お一人、区民28万人にお金をお配りするというのが前回のものだったので、今回よりも規模が大きかったです。そのときは外部委託で似たような発送業務、印刷業務、窓口、コールセンター等を委託して実施しております。
委員	ということは、そのシステムを既に使っているんで、外部委託をまた新たにここで審議するということは、前回と同じものをここでも利用すればいいことに。その違いがちょっとよく分からないんですけども。
区側	別の事業でございますので、その事業ごとに皆様方の審議をいただきまして、やり方等も審査していただいて、それで承認をいただくというものでございます。
会長	次の委員どうぞ。
委員	幾つか確認をさせていただきたいんですけども、資料4-2の委託業務の概要のイのところなんですけれども、内容といたしましては、データ削除という部分に関して、どうやってデータ削除したかどうかの確認をするのかということと、あと、別表とオンラインフォーム管理運用ガイドラインというのがありますけれども、これは前回諮問したのを、まずフォームをそれぞれこのように使えるように作り替えて、それで年間このぐらい使う予定がありますよという意味なのかどうかということです。 もう一つ、この業務を行うときに、区側が求められているガイドラインかどうかというのを確認させてください。
区側	1点目でございます。データ削除の確認方法でございますけれども、業者との間の仕様書の中で、データ削除の証明書を出させるという形で確認を取りたいと考えております。

区側 それでは、2点目でございますけれども、資料4-6から横使いで別表と書いてございます。表題がオンラインフォームで個人情報を取り扱う業務一覧と書いてございますが、この別表でお示ししているものは今回お諮りしている内容とは直接関係ございませんで、先般この審議会でご承認いただいたこのオンラインフォームを使って、区ではこういった業務を取り扱う予定がございますということを参考でお示しをしているというものでございます。

全部で5ページほど別表がついておりますけれども、もう既に全部やっているわけではなくて、この中で今既にやっているのは11業務ほどなんですけれども、先般、この当審議会にお諮りしたときに、オンラインフォームというものを使ってこういった内容のことをやる予定でございますということをお示しさせていただいたものを再掲させていただいているというのが、この別表でございます。

それから、3点目でございますが、資料4-11でございますけれども、こちらは、物としては区で作成した、これから区民の方に、このオンラインフォームを使っているいろんな申請ですとか、例えばアンケート調査なんかをさせていただくんですけれども、そうしたオンラインフォームを使っていくときの区が従うべきガイドラインとして策定をしたものということでございます。

会長 よろしいですか。

委員 はい。

会長 次の委員どうぞ。

委員 3点ほど。

まず簡単な1点目から。資料4-2、今ご質問があった録音データの削除の関連なんですけれども、コールセンター業務に関してです。前も同じ質問をしたことがあるんですけれども、どうしてもコールセンターの担当の方がメモを書いたりなんかすることがあるんじゃないかと。そうすると、それに個人情報が入る可能性があるんじゃないか。このメモみたいな取扱いについてはどうされる予定なのか、1点目、教えていただけますか。

区側 コールセンターでは、確におっしゃるように個人情報の収集をすることがあり得ると思います。コールセンターで対応し切れないものを区のほうへエスカレーションするということで連絡先を区に伝えるということがあるかと思しますので、そういったことは予定をしているところです。

コールセンターから区へ情報を渡す方法は、先ほどもご説明しましたファイル伝送サービスを使いまして、適切に行っていきたく思っております。

委員 コールセンターの方が、やっぱり電話を聞きながらメモをされているんじゃないかと。そうすると、そのメモの中にいろいろと個人情報が入るんじゃないかと。そのメモの取扱いをどうされますかという質問なんです。

区側 紙のメモの取扱いということでよろしいでしょうか。

委員 そうです。

区側	紙のメモにつきましては、一定程度情報を集約した後はきちんとシュレッダーで廃棄をさせるということにしたいと思います。
委員	そうすると、きちんと管理した上で、そのシュレッダー廃棄につきましても、先ほどのご回答のように仕様書の中でしっかりと、シュレッダーした証明をちゃんとつけていただくというような事務を考えていらっしゃるということでもよろしいでしょうか。
区側	はい。紙のものにつきましても、データの処理についてきちんと仕様書に明記していきたいと思います。
委員	分かりました。 じゃ、2点目なんですが、資料4-3の上のほうにあります(1)のイです。取り扱う個人情報。これが概要の備考欄に記載と書いてあるんです。まだ国の動きがないので、備考欄外にあります特定個人情報は個人番号ですよね。これを取り扱うかどうかは決まっていなくてしょうけれども、仮に扱うことになると、備考欄の欄外にあります個人番号も扱うことになるのかどうか、ここはいかがでしょうか。
区側	理解が足りていないかもしれないのですが、まず個人番号を扱うようになるかどうかはこれからの国からの通知次第になります。それで、もし個人番号を扱うということになった場合には、表の米印にありますように特定個人情報の外部委託となるということから、先ほどご説明したように、4-4の一番下のオのところにあります形での個人情報対策を行っていきたくて考えております。
区側	補足させていただきます。今のご質問はオンラインフォームで特定個人情報を取り扱うか否か、そこがご質疑の論点だったかと思います。その点につきまして、このオンラインフォームでは特定個人情報は取り扱わない前提で考えているところでございます。
委員	分かりました。それであれば安心いたします。仮に取り扱うとするとガイドラインを改正しなくちゃいけないことになりますので。じゃ、扱わないということでもよろしいですね。
区側	はい。
委員	それでは、確認ということで、3点目の確認は諮問の内容についてです。そうしますと、個人情報保護条例17条ただし書の結合については、この2つのシステムの結合は個人番号は取り扱わないということですので、特定個人情報保護条例の原則どおり17条の適用はないという形で、あくまでも特定個人情報は6条の業務委託だけに限られるという諮問の内容だということでもよろしいですね。
区側	はい。今回は特定個人情報を取り扱う業務委託をするというところだけでございますので、委員のご指摘のとおりでございます。
委員	了解しました。
会長	それでは、皆様、よろしいでしょうか。

	<p>それでは、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)</p> <p>反対の方、挙手をお願いいたします。 (反対者挙手)</p> <p>採決の状況をお伝えください。</p>
区側	賛成が19、反対がゼロでございます。
会長	ありがとうございます。賛成19名でございますので、本件諮問については承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(5) 新型コロナウイルスワクチン接種証明書のデジタル化に係る事務の外部委託及びオンライン結合について

会長	次に、諮問事項(5)新型コロナウイルスワクチン接種証明書のデジタル化に係る事務の外部委託及びオンライン結合について、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明)(約17分)
会長	ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしく願いいたします。 委員どうぞ。
委員	<p>デジタル庁が9月1日に創設されまして、11月24日に記者や報道機関のメールアドレス等が400件ほど誤送信で外部流出したと。本来ならばBCCで送るべきものをCCで送ってしまったという。基本的なこともまだ現在できていないのかなという印象というのと、11月26日も、ビジネス目的で入国した人が行動制限緩和を受入れ企業が申請するために使うシステムの不具合で34名の個人情報外部から閲覧できるような状態だったということがあったりとか、最近の報道では、12月10日に接種歴500万件に誤りのおそれ、電子証明書に誤表示の可能性ということで、VRSに登録された個人の接種歴約1億件のうち約500万件が内容に誤りがあるか誤っているおそれがあることが明らかになったということですが、こういった状況があることを考えますと、すぐにこれは決断するべきではないかと思うんですけれども、これに対してどう考えているのかお伺いしたいと思います。</p> <p>あと、資料5-9の3番ですけれども、下から8行目に「個人から提供を受けた特定個人情報等に関わる部分に限定されるものとします」と書かれているんですけれども、この限定されるものというのはどこを指すのかとか、それ以外については誰が責任を負うとなっているのかお伺いしたいと思います。</p> <p>また、資料5-10の下から7行目の「VRSに記録されている当該市区町村が保有する情報を統計情報に加工し」ということなんですけれども、これはよくグーグルとかであるようにデータ化して表にするとか、そういったことを意味しているのかどうか。これに関しても、セキュリティとかいうことに関して、もし分かれば教えてください。</p> <p>あと、資料5-11のデジタル庁の責任というところなんですけれども、この部分に関しては、あくまでも端末の損害に関してのみのことなのか、情報流出についてもこの範囲に含まれる</p>

のかどうかを教えてください。

あと、資料5-12の市区町村の責任の(1)のところで、「VRSの効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること」ということは、具体的に想定し得ることがあれば、ちょっとイメージができないので教えていただきたいと思います。

あと……、1個ずつのほうがいいですか。まとめて質問していいですか。

会長 取りあえず今までのところで。

委員 じゃ、一旦止めたほうがいいですか。

区側 申し訳ありません。

まず、国のほうのこれまでの様々な情報の管理の問題点のご指摘がございましたけれども、今回の接種記録の証明書に関して、それを理由に目黒区がこれに参加しない、同意しないというような決断をすることになりますと、やはり全国的に行われるものに対する相応の不利益が区民の方々に及ぶ可能性が大いにございます。ですので、それを理由にこれに参加しないということは、我々としては判断し難いというところがございます。もちろん情報セキュリティの問題は国と協力をしながらそういった問題が起きないように対処していく、善処していくという姿勢はもちろん持ち合わせているものでございます。

それから、VRSの記録の誤りがかなりの件数あるという問題ですけれども、やはり今回接種を行っているのが区役所の会場だけではございませんで、個人の病院を含めて民間の皆様がこの事業に関与してございます。我々、区役所のような体制を組んで接種をしたというところばかりではありませんで、自分の従業員だけを接種するのみならず、地域貢献というような意味で多くの方々の受け入れた接種会場等もございます。その中で、やはりヒューマンエラーが起きているというところはございます。全国民の70%を超える人たちを対象として接種を行ったものですから、相当数のエラーが生じるということは、今回の準備期間を考えましても考え得ることかと思っております。

それに対して、目黒区の対応といたしましては、VRSの入力はそれぞれの接種会場で行っているんですが、予診票というそれぞれの個人が接種会場へお持ちになった紙の書類がございまして、そちらの紙の書類が最終的に目黒区役所に戻ってまいります。その戻ってまいりました予診票を一件一件目黒区で入力してございます。その入力をしたデータとVRSにもともと入っていたデータを突き合わせまして、そこに差があった場合にはどちらが正しいのか紙の資料に当たっております。ですので、データのクリーニングという意味では相当数目黒区の場合は進んでいます。これがゼロになったかということ、それはなかなか難しいところがございますけれども、そういった形で間違いを極力減らす体制を組んで進めているところでございます。

それから、資料5の部分でございます。別紙2のところでございますけれども、この別紙2に関しましては、国と我々自治体との間での確認事項ということになります。ですので、趣旨としては自治体の側が責任を持つのか国の側が責任を持つのかということを決めたものでございますので、統計情報の部分などは、個人のそれぞれの情報というのは区が取り扱って接種証明書を発行したりするわけですが、例えばどのぐらいの人数が接種証明書の発行申請があったかとか、そういう統計的なデータを取り扱う部分は国が扱っていきますよということが書いてあったりとか、デジタル庁の責任と自治体の責任の、要するに機器が壊れた場合の責任とかいうのも、一般的なこととして、区側の責任によって壊れたものは区側だし、デジタル庁のほうでやったものについてはデジタル庁だしということが書いてある



ものになります。

こちらを国とすり合わせて内容を変更していくことができるかという、これは一律に国のほうで示しておきまして、これに合意するか合意しないかをイエスかノーかで聞かれている状況ですので、一つ一つの情報について区側が何か修正を求めるといったようなことは今の状態ではできないことと考えているものでございます。

取りあえず全体的な説明としては以上になります。詳細なことで、ここをお知りになりたいということがあれば、改めてお聞かせいただければと思います。よろしくお願いたします。

委員 そうしますと、幾つか質問をした中で、確認事項に関してはどういう内容かというのを詳細に把握したうえで、とにかく変えられないということなので、質問を受けてもしようがないというか、受けるあれがないということですのでよろしいでしょうか。

あと、証明書のアプリのことなんですけれども、例えば機種変更をされたときなんかはどういった扱いになるのか分かればお願いします。

区側 解釈の一つ一つについて、今お答えすることは、先ほど申し上げたように修正の余地がないものですから、この場でお答えするのは控えたいと思います。

それから、機種変更した場合はどうかということですのでけれども、アプリを再度新しい機械でインストールしていただき、情報としては消えてしまうことになるということですので、改めて再申請をしていただくという形になります。

会長 次の委員どうぞ。

委員 接種証明書のデジタル化において、個人番号が新たに必要になることの必要性がちょっと理解できないんですけれども、なぜ個人番号とひもづけをしないと証明書が出せないのか、それが1つ目。

2つ目の質問は、今後3回目の接種をするときにはどのように対応するのか。

それから、3つ目は海外用と国内用を分けてつくる必要があるのか。これは海外用として英語で記載しておけば国内でも使えるということで、一本化したほうが簡素化できるんじゃないかと思うんですけれども。

区側 まず個人番号でございますけれども、要するにご本人確認の手だてとして認証を使うということでございまして、接種証明書そのものとか、そういったものには個人番号が掲載されるものではございません。アプリを使って申請する場合に、本人以外の者が他人の接種記録を入手することがないようにというところの仕組みとして、これを活用するというものであります。

それから、3回目の接種の接種証明につきましては、今のところまだ国のほうから具体的なものの説明はございません。

それから、海外用と国内用と同一のものでということでございます。内容としてはほぼ変わらないのですが、海外用に関しましては、海外の連携している国との間で、パスポートの番号でありますとか、そういった国内用には必要のない情報が含まれるものですから、海外用はプラスアルファでそういったものが含まれると。国内用はそういった不必要な情報が入っていないものとなるという考え方でございます。

会長	次の委員どうぞ。
委員	2つほどありますが、まず1点目は簡単な確認なんですけれども、資料5-4にありますオンライン結合なんですけれども、この取り扱う個人情報、4の(2)なんですけれども、これは個人番号はなしということによろしいですね。
区側	はい。そのとおりです。
委員	分かりました。 それでは、資料5-3の3になりますが、接種証明書デジタル化に係る外部委託ということで、資料5-2の図の上のほうになるわけなんですけれども、頂いた資料を全部読んでみたんですけれども、区が外部委託する要素が一つも入っていないんですよね。あくまでも委託契約をするのはデジタル庁とミラボ社だけであって、区が外部委託するというのは頂いた資料の中では全然見えなかったんですけれども、どこにあるんでしょうか。それを教えていただけますか。
区側	ミラボ社と国が用意したシステムを実際に接種主体として活用するのが目黒区という位置づけになるというものでありまして、非常にその点は、ご指摘のとおりちょっと分かりにくいものでありますけれども、国が用意したものを使うという意味での形になりまして、証明書そのものの発行が国が発行するものであれば区が関わるものではないのですが、法の立付けとして、接種主体が目黒区なものですから、接種証明書は目黒区が証明するという形になってまいります。ですので、外部委託という形での整理になってまいるというものであります。
委員	こちらのほうは特定個人情報保護条例になると思うんですけれども、あくまでも外部委託の場合に6条の諮問をなさいよという仕組みになっています。外部委託はないんですよね。ですから、多分そういうことだろうとは思ったので、あくまでも頂いている資料の確認事項に同意することだろうと。つまり確認事項に同意することがイコール外部委託と同じ位置づけのものだとみなして、それで6条に該当するとして本審議会の諮問をしたという位置づけじゃないのかなと思ったんですが、この点について一つも説明がなかったものですから、そういう理解でよろしいかどうか、そここのところはいかがでしょうか。
区側	ご指摘のとおりでございます。
委員	分かりました。それであれば、外部委託じゃないけれども、つまり確認事項への同意は外部委託と同レベルであるので、念のため特定個人情報保護条例6条に該当しますよ、とこういう理解で審議すればいいということですね。
区側	よろしく願いいたします。
委員	分かりました。了解です。
会長	次の委員どうぞ。

委員	2点ほどなんですけれども、資料5-9の3条の(2)のところ、この確認事項自体が内容は変えられるものじゃないとここにあるんですけれども、この(2)のところは目黒区がミラボ社を監督しなきゃいけないということになっていると思うんですけれども、これはすごく大変というか、どうやるのかなというのをお聞きしたいのが1点と、あと、もう一点は、資料5-10の第4条の5のところ……、これは前提か。この規約の同意により……、違うか。これは全体を同意してということだと思ってるんですけれども、VRSってもう使っているけれども、今さら同意なんでしたっけという質問です。2点。
区側	ありがとうございます。実際にミラボ社を直接的に監督するというのはなかなか難しいところでありまして、国がそういった形での監督をしていくところに区としても協力をしていって、国からの情報を間接的に見ていくというような考え方になるかと思えます。 それから、VRSの利用に関しましては、もう既にこちらでもご審議いただいていますし、行っているものではございますが、このアプリケーションを使った部分を含めまして、再度確認することになるかというものであります。
委員	じゃ、改めてこの件に関してこの内容で同意できるかというのが、今問われているということですか。
区側	はい。
委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	ありがとうございました。ほかの方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手) 反対の方、挙手をお願いいたします。 (反対者挙手) 採決の状況をお伝えください。
区側	賛成が16、反対が3です。
会長	賛成が16ということで、過半数を上回りましたので、本件諮問については承認とさせていただきます。ありがとうございました。

### 3 報告事項

#### (1) 令和3年改正個人情報保護法に係るガイドライン等について

会長	続いて、報告事項に移ります。次第3、報告事項でございます。 まず報告事項(1)令和3年改正個人情報保護法に係るガイドライン等について、区から報告を受けます。
区側	(資料により説明)(約10分)

会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>かなり大きな改正となりますので、この審議会の在り方そのものにも関わる可能性がありますので、パブコメの募集等がありましたら、ぜひ皆様のほうからもご意見を出していただければと思います。</p> <p>今後も引き続き情報提供をよろしくお願いいたします。</p>
----	---

(2) 健康づくり健診結果通知の誤送付について

会長	<p>それでは、続きまして、報告事項（2）健康づくり健診結果通知の誤送付について、区から報告を受けます。</p>
区側	<p>（資料により説明）（約4分）</p>
会長	<p>今年度に入りまして、昨年からずっとなんですけれども、審議会をするたびに情報漏えいの報告が上がっていることを誠に遺憾に存じます。私のほうからも度々副区長と同じことを申し上げているんですけれども、特にこの一、二年コロナ対応で職員の数も増えていませんし、むしろ業務量が増えて疲弊しているということは十分に存じておりますけれども、この辺りはまさにダブルチェック、トリプルチェックをかけたから収まるものでもありませんし、意識改革、精神論で何とかなるものでもないと思いますので、きちっと業務フローを見直して、それぞれの、例えば入庁したての人でもきちんと作業ができるように、マニュアル化するなり何なりシステムのミスが起きないようにしっかりと業務の中でフローを確立していただいて、それをぜひ徹底していただきたいと思います。2月の審議会では初めて報告が上がらなかったということをご期待しておりますので、所管としても、それぞれフローの見直しとか、業務の忙しさにかまけて情報漏えいという意識が低くならないということを徹底していただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>委員どうぞ。</p>
委員	<p>やはり今申し上げましたとおり、6件同じような内容で立て続けに起きています中で、区も対応しているところではあると思うんですけれども、学経の皆様の目からご覧になって、今まさに会長もおっしゃったとおり、フローの見直しとか意識改革とかということだけではなくて、例えばほかの自治体であるとか、あるいはもっとこういう視点で仕事を見直したほうがいいよということがあればぜひお聞かせいただきたいなと思うんですけれども、私に直接でもいいですし、区側にもぜひそういうアドバイスがいただけると、今後、来年の2月には起こらないのかなというところもございます。ちょっとあまりにも多いので、非常に心配しているところでもあるんですけれども、やっぱりヒューマンエラーはどうしても起こるものというのが大前提だと思うので、ほとんどそういうエラーだと思うので、そこでぜひ皆様のところで何かアドバイスが、こんなのがあるよというのがあればお聞かせいただきたいなと思ったりもするんですが。</p>
会長	<p>それではいかがでしょうか。</p>
委員	<p>医療の現場でもヒヤリハットみたいなことが頻繁に起きていて、監視が甘くて医療事故につながるようなケースが多々見られております。この個人情報につきましても初歩的なミス</p>

のようにも思えてしょうがないんですけども、やはり事前に何回かチェックをかけるといいますか、しっかり監視して確認して、配送といいますか、郵便等を含めて郵送するといいますか、そういうことをされたら多少防げるのかなと思います。

とても初歩的なミスではないのかなと思いますので、先ほど会長がおっしゃったような、初めての方にもチェック、監視できるような、あるいは仲間で、各所管でそういう対応をするという、そこが基本にないと、なかなかマニュアル化を図っても何となく消えていくというか、そういう感じがあるのかなという気がして。医療事故をいろいろ仕事柄聞くことがありまして、同じことではないのかなと思ったりして。意見ですけども、どうだろうかと思ったところでございます。

会長      ありがとうございます。皆さん多分様々なご職業のご経験があると思いますので、何かお気づきの点があれば所管のほうまでご意見をお寄せいただければと。例えばこの場合、立て続けに起きているのは、紙を飛ばされてしまうとか、封緘の際の取り違えというのも結構ありますので、紙をチェックする人と封緘する人を分けるとか、そこで単なるダブルチェックではなくて、作業を別にして、そこで相互チェックするとかということをしていけば多少防げるのではないかなと思ったりもします。

皆様のほうからも何かございましたら、適宜お願いいたします。

委員      1つだけ。

会長      委員どうぞ。

委員      こういう初歩的な事故は防ぎようがないところもあるんですけども、CCとBCCのところにつきましては、CCの中にBCCに入れなきゃいけないものが入っちゃうというのが間々あると思うんですが、それを防ぐソフトがたしかあったと思うんです。実は前いた会社でそれを導入して防ぐような形にしたということもありますので、ご参考までに、そういうのを導入するとCCで個人情報が流れるというのは防げるんじゃないかなと思いますので、ご参考情報として1つだけお話を。

区側      まず私どものメールの通常機能として、TOとCCとBCCというふうにはなっているんですけども、実は外部にメールをお送りする際に、複数のTOのアドレスを指定しても全部BCCに変換しておくという仕組みは私どもとしても導入してございますので、メールに関してはそういうシステムはもうございますが、その他の手法に関して何かシステム的な対応ができないかといったところに関しましては、私ども目黒区としても引き続き検討してまいりたいと存じます。

会長      皆さん、どうもありがとうございました。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

#### 4 その他

会長      以上で本日予定していた議題は全て終了いたしました。皆様のおかげをもちまして、ぎりぎりではございますけれども、定刻に若干早く終了することができました。

次回は令和4年2月14日月曜日、午後2時からを予定してございます。通例ですと、終

	<p>了時刻は午後4時としてございますが、案件が多い場合には、本日同様午後5時を予定とする可能性もございますので、あらかじめご了承願います。</p> <p>その他、事務局から連絡事項等あればお願いいたします。</p>
区側	<p>今回、諮問事項としては上がっておりませんが、諮問事項（4）住民税非課税世帯等に関する臨時特別給付金に係る事務に関連した案件といたしまして、子育て世帯への臨時特別給付金がございます。同給付金につきましては、区民の方へ5万円を支給するとともに、クーポン券などにより5万円を支給するというものが国のほうで今考えられているという状況でございます。後段のクーポン券等による5万円につきましては、国から現在事業の概要は示されているところでございますが、今後業務委託を伴う可能性が出てきております。ただ、こういった業務をやっていくかというところは、詳細はこれからとなっております。</p> <p>また、一部報道によりますと、現金での支給も認めるような話もあるというところで、対応につきましては、まだ区として決まっていないというのが実情でございます。</p> <p>今後の状況につきましては、業務委託を急遽対応しなければならないというような場合につきまして、2月14日の審議会の前に個別での審議をお願いしなければいけない事態が生じる可能性があるというところをご承知おきいただければと思います。</p> <p>ここから先はいつもの事務連絡になりますが、本日の会議録につきましては、後日事務局で取りまとめたものを案として出席者の方々にご送付させていただきます。届きましたら内容のご確認をいただければと思います。</p> <p>また、会長からもご案内いただきましたとおり、次回以降の年度内の審議会の日程につきましては2月14日ということですが、新型コロナウイルス感染症の状況によりましては対面での開催は中止ということも想定されます。そういった場合にはオンライン開催、または書面開催となる場合があるというところだけご承知いただきまして、こういった方法で開催するかというところにつきましては、改めて会長、副会長にご相談の上、皆様にもご案内させていただければと思います。</p> <p>事務局からの連絡事項は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、長時間、皆様ありがとうございました。これにて散会いたします。</p>

以 上